

# 郡山市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成 13 年 7 月 27 日 制定

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 7 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ組織又は自主防災組織が実施するコミュニティ活動に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に規定する助成対象事業（以下「助成対象事業」という。）を行う地区住民のコミュニティ組織又は自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、助成対象事業に要する経費とする。

(補助額)

第 4 条 補助額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(軽微な変更の範囲)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 前条に規定する提出書類の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(概算払)

第8条 市長は必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する耐用年数をいう。）が経過した日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。